

平成25年6月28日

請 求 人 様

大阪府監査委員	磯 部 洋
同	赤 木 明 夫
同	清 水 涼 子
同	和 田 秋 夫
同	中 川 隆 弘

住民監査請求について（通知）

平成25年5月27日付けであなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

記

第1 請求の内容

本件の住民監査請求の内容は、次のとおりである。

『請求の趣旨

- 1 大阪府知事・松井一郎は、Aに対し、金12万6710円及びこれに対する本請求の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。
- 2 大阪府知事・松井一郎は、Bに対し、金10万6710円及びこれに対する本請求の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。
- 3 大阪府知事・松井一郎は、Aに対し、金6750円及びこれに対する本請求の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。
- 4 大阪府知事・松井一郎は、Cに対し、金7850円及びこれに対する本請求の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。
- 5 大阪府知事・松井一郎は、Dに対し、金2万2320円及びこれに対する本請求の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。
- 6 大阪府知事・松井一郎は、Eに対し、金2万6570円及びこれに対する本請求の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。
- 7 大阪府知事・松井一郎は、Fに対し、金2万5920円及びこれに対する本請求の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。
- 8 大阪府知事・松井一郎は、Gに対し、金9000円及びこれに対する本請求の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。
- 9 大阪府知事・松井一郎は、Hに対し、金1万7510円及びこれに対する本請求の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。

- 10 大阪府知事・松井一郎は、I に対し、金 2 万 8 0 8 0 円及びこれに対する本請求の日の翌日から支払済みまで年 5 分の割合による金員の支払を請求せよ。
- 11 大阪府知事・松井一郎は、J に対し、金 1 万 3 0 8 0 円及びこれに対する本請求の日の翌日から支払済みまで年 5 分の割合による金員の支払を請求せよ。
- 12 大阪府知事・松井一郎は、K に対し、金 3 万 7 3 3 0 円及びこれに対する本請求の日の翌日から支払済みまで年 5 分の割合による金員の支払を請求せよ。
- 13 大阪府知事・松井一郎は、B に対し、金 6 6 6 0 円及びこれに対する本請求の日の翌日から支払済みまで年 5 分の割合による金員の支払を請求せよ。
- 14 大阪府知事・松井一郎は、L に対し、金 4 3 2 0 円及びこれに対する本請求の日の翌日から支払済みまで年 5 分の割合による金員の支払を請求せよ。
- 15 大阪府知事・松井一郎は、M に対し、金 5 4 0 円及びこれに対する本請求の日の翌日から支払済みまで年 5 分の割合による金員の支払を請求せよ。
- 16 大阪府知事・松井一郎は、N に対し、金 1 万 8 8 3 0 円及びこれに対する本請求の日の翌日から支払済みまで年 5 分の割合による金員の支払を請求せよ。
- 17 大阪府知事・松井一郎は、O に対し、金 5 2 5 0 円及びこれに対する本請求の日の翌日から支払済みまで年 5 分の割合による金員の支払を請求せよ。
- 18 大阪府知事・松井一郎は、P に対し、金 4 0 8 0 円及びこれに対する本請求の日の翌日から支払済みまで年 5 分の割合による金員の支払を請求せよ。
- 19 大阪府知事・松井一郎は、Q に対し、金 1 0 8 0 円及びこれに対する本請求の日の翌日から支払済みまで年 5 分の割合による金員の支払を請求せよ。
- 20 1 乃至 19 項の請求を怠ることが違法であることを確認する。
- 21 虚偽公文書に基づく教職員らへの旅費の支出を差し止める。
との勧告を求める。

請求の原因

第 1 事案について

平成 2 5 年 5 月 1 7 日付「住民監査請求について（通知）」（府監大 1 1 8 2 号）別添「住民監査請求に係る監査結果」（6 頁下から 2 行目乃至 7 頁 9 行目）には、大阪府教育委員会が陳述した内容として、下記の記載がある。

記

（高槻市立榎田小学校の）当時の学校長は、研修時間に間に合わないため、当該教員に自家用車使用による旅行を口頭により命令したが、旅行命令簿兼旅行明細書の記載は公共交通機関を利用する申請をするよう指導を行っていた、また、当時の学校長は自家用車使用で旅費を請求できるのは、広範囲に及ぶ家庭訪問や急病人の搬送、物品の搬送などの用務の場合であるので、今回のような研修時間に間に合わないための自家用車使用による旅行では、旅行命令は「自家用車使用」は行っても、旅費請求は「公共交通機関利用」の申請で行うものと認識していた、とのこと。

このため、当該教員は学校長の指示により、旅行命令簿兼旅行明細書には公

公共交通機関の利用とする記載を行い、実際は自家用車による旅行を行っていたことが確認できました。また、当該教員は自家用車による通勤認定がされていることも、併せて確認しました。

すなわち、同校長並びに教職員らは、実際には自家用車を使用したにもかかわらず、公共機関を使用したとの虚偽の記載をした公文書「旅行命令簿兼旅行明細書」を作成し、大阪府から、旅費を詐取していたのである。

この点、大阪府監査委員は、「旅行命令は『自家用車使用』は行えても、旅費請求は『公共交通機関利用』の申請で行うもの」と同校長の認識を、「誤解」と結論付け、大阪府教育委員会も同様の見解のようであるが、実際の旅行とは異なる内容の請求をして旅費をだまし取る行為が、「誤解」で済むはずはなく、どう考えても犯罪であって、上記のような屁理屈・言い訳が通じるわけがない。

また、校長らの行為は過失ともいえない。実際とは異なった内容であると知りながら、虚偽の申請をして旅費をだまし取ったのであるから、校長や教職員らは、故意に、公金の詐取を行ってきたといわざるをえない。

学校において組織的に公金が詐取されてきたにもかかわらず、「校長の誤解」だとなんげに結論付けた監査結果はあまりにも府民を馬鹿にしたものであるし、校長ら教職員らが教育者としてあるまじき詐欺行為を働いていたにもかかわらず、これを擁護しようとする府教委はまさに腐っているとしかいいようがなく、請求人は憤りを禁じ得ない。

こうした旅費詐取行為は、別添甲第1号証から甲第305号証のとおり、請求人が把握しているだけでも305件に及んでいる。これらに金額については、別紙1及び2にまとめたとおりであり、各教職員は、不法に旅費をだまし取り、あるいは命令権者として詐取させたのであるから、当然、詐取した旅費相当額を、利息と共に、賠償・返還する義務を負う。

第2 旅費詐取について

1 高槻市立榎田小学校と通勤手当

高槻市立榎田小学校は、図1のとおり、高槻市役所から北へ約16kmの、いわゆる「へき地」にある。

同小学校の教職員らは、多くが大阪府が給与や旅費を負担する、いわゆる「府費負担教職員」である。甲1乃至305に氏名の記載されている者は、いずれも府費負担教職員である。

甲1乃至305の「旅行命令簿兼旅行明細書」の「通勤手当申請状況」の欄の「自転車等利用」にいずれも丸印がされていることから分かりますとおり、同書記載の教職員らは自家用車での通勤が認められている。自家用車通勤が認められている場合には、「職員の給与に関する条例」14条2項2号に基づき、大阪府から教職員に対し、使用距離に応じて、片道5km未満2000円、片道5km以上10km未満4100円、片道10km以上15km未満6500円、片道15km以上20km未満8900円、片道20km以上25km未満1万1300円、片道25km以上30km未満1万3700円・・・といった通勤手当が支給される。

2 旅行命令簿兼旅行明細書への虚偽記載と旅費の詐取

甲1乃至305には、教職員らが、檜田小学校から、市バスを使用し、用務先へ赴いた後、公共交通機関を使用し、あるいは徒歩で、帰宅（「宅着」と記載されている。）したものとされている。

この記載に従えば、教職員らは、自家用車で出勤した後、自家用車を学校もしくは学校周辺に放置したまま、バス・電車・徒歩等で帰宅したことになる。

この教職員らが翌日以降に出勤しようとするれば、公共交通機関を使用するなど、自家用車以外で出勤しなければならないので、その分について、別途旅費が必要となる。しかし、それについての旅費の申請はされていない。これは、府監大1182号の監査結果に記載されたK教諭の事例と同様である。

つまり、甲1乃至305における公共交通機関を使用したとの記載は、上記事例同様、虚偽であり、実際には、教職員らは自家用車を使用したものと考えざるをえない。

甲1乃至305における用務は、研修や会議、説明会などといったものであって、当該教職員らの自己都合で時間を自由に設定できるものではない。旅行の命令権者である校長は、「研修時間に間に合わないため、当該教員に自家用車使用による旅行を口頭により命令した・・・旅行命令は『自家用車使用』は行えても、旅費請求は『公共交通機関利用』の申請で行うもの」との認識であったというのであるから、甲1乃至305についても、同様の認識で、虚偽記載がされたというほかはない。

すなわち、甲1乃至305も虚偽の公文書であって、これを行行使することによって、教職員らは旅費を詐取したのである。

第3 府の損害について

1 詐取された旅費相当額と各人の賠償額

甲1乃至305に記載された旅費の総額は、請求人の算定したところ、23万5170円である。

当時、校長として、すなわち決裁権者として、虚偽の公文書たる甲1乃至305を作成させ決裁・行使した者らに賠償責任があるのは当然であるが、その各人の賠償額は次のとおりである。

- A 12万6710円
- B 10万8460円

また、甲1乃至305の作成・行使により、違法に旅費を受け取った教職員らにも返還責任・賠償責任があるのは当然であるが、その各人の賠償額は次のとおりである。

- A 6750円
- C 7850円
- D 2万2320円
- E 2万6570円
- F 2万5920円
- G 9000円

H 1万7510円
I 2万8080円
J 1万3080円
K 3万7330円
B 6660円
L 4320円
M 540円
N 1万8830円
O 5250円
P 4080円
Q 1080円

上記、違法に支出された旅費が、府の損害であることは明らかである。

2 旅費等に関する法令の定め

地方自治法2条16項では「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。」、17項で「前項の規定に違反して行つた地方公共団体の行為は、これを無効とする。」と定められているから、虚偽公文書作成・同行使・詐欺により詐取された甲1乃至305の旅費の支給は違法故に無効となる。

また、同条14項では「地方公共団体は、その事務を処理するに当たつては、・・・最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」、地方財政法4条1項では「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と定められている。したがって、必要且つ最少の限度を超えた支出は、同条に反し、違法である。

さらに、大阪府の「職員の旅費に関する条例」41条1項では、「任命権者は・・・不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。」とされているのであるから、地方自治法2条14項及び地方財政法4条1項の趣旨に従い、当然、旅行につき、実費を超えた金銭を支出してはならないことになる。

3 でたらめな府教委と府監査委員の主張

府監大1182号の監査結果には、府教委の陳述として下記の記載があり、府監査委員もこれと同様の判断をしている。

記

次に、大阪府教育委員会における自家用車による旅行の旅費支給の計算方法について説明します。自宅から直接用務先に行く場合、これからの説明では「宅発」とします。用務先から直接自宅へ帰る場合、これからの説明では「宅着」とします。

自家用車を使用する旅行の場合は、宅発、宅着であっても、その路程は勤務地である学校と用務先を往復した場合と同様の扱いとして計算を行います。距

離数は、1キロメートル未満を切り捨てます。その距離数に単価37円を乗じて計算します。この取扱いは旅費の支給に関する運用によるものです。

この取扱いとする理由につきましては、さきにも述べたように、自家用車使用による旅行は特別に学校長が緊急やむを得ない場合に認めたものであり、このような旅行命令ではその性質上、復命または荷物の返却などのために帰校させる必要が多い状況にあることからです。

次に、通勤認定を行うために算定された経路と重複する旅行経路があっても、その区間を除算しない取扱いをしています。その理由は、自家用車による通勤を認定された者は、通勤手当算定のため経路の距離を計算し、通勤手当額を算出していますが、それはあくまでも手当算出のための経路であり、その利用経路についてまで具体的に認定されているものではないためです。このような取扱いをすることについては、学校長の研修、事務職員の研修において周知しているところです。

請求人の主張との相違点ですが、今回、請求人は、自家用車での通勤が認められており、研修会場であった高槻市の教育会館は、ほぼ帰路上にあったのであるから、通勤経路との距離の差である約4キロメートル分だけ旅費を支給すればよかったのであり、バス代等を支給したのは違法不当な過払いと主張されています。今、説明しましたように、現行の制度による取扱いでは、本件の場合、学校と教育会館の往復距離である34キロメートルに37円をかけた1,258円となります。

また、自家用車を使用した場合に、通勤経路区間を除算して旅費支給する適用も、先ほど説明したとおり、ありません。

以上のとおり、本件については、既に920円支給されていますので、今後、現任の学校長からの請求に基づき旅費の不足額である338円を支給することとなりますので、大阪府の過払いではないと考えています。

4 府のルール運用は法令違反

2項記載のとおり、地方自治法2条16項及び17項により、甲1乃至305の旅費の支給は虚偽公文書作成・同行使・詐欺の違法により無効であるから、3項の府側の主張は無意味であり、違法に支出された23万5170円のすべてが府の損害であるといわざるをえない。

しかし、3項の府側の主張に一応反論しておくとして、府側は、自家用車勤務が認められて通勤手当の支給を受けている教職員が、学校から用務先を経由して帰宅（宅着）した場合であっても、学校と用務先の往復の旅費を別途支給するというのである。

本来であれば、当該教職員が学校から用務先を経由して帰宅（宅着）した場合の実費は、その経路から通勤経路を差し引いた分にかかる経費であるから、学校と用務先の往復の旅費を別途支給するというのは、誰の目から見てもあまりにも過剰であるし、最少経費最大効果を定めた地方自治法2条14項や、必要最小限度の支出を定めた地方財政法4条1項に反し、違法であることは明らかである。

教職員をかばうためか、府職員が隠れ報酬を得るためか分からないが、府民を馬鹿にした滅茶苦茶な主張・ルールがまかり通っていることに憤然とする。こんな主張やルールは、上記のとおり、当然に違法である。

第4 監査の請求

上記のとおり、甲1乃至305の虚偽公文書の作成、同行使により、当時の高槻市立榎田小学校の教職員らによって、旅費が詐取されたことは明らかであり、それによって府の財政に損害が生じ、あるいは今後も生じるおそれがある。

よって、請求人は、地方自治法第242条第1項に基づき、当該旅行費用の差止め、ならびに当該旅行費用相当額の返還請求・損害賠償請求を怠る事実の違法確認を勧告することを求める。また、関係人、関係職員、関係団体、決裁権者、専決権者、校長、高槻市教育委員会、知事その他の責任者らそれぞれに対し、不当利得返還請求または損害賠償請求することを勧告することを求める。

第5 正当な理由

以上のような旅費の詐取は、公文書に虚偽が記載されているのであるから、たとえ情報公開請求をしても分からなかった。平成25年5月17日付「住民監査請求について（通知）」（府監大1182号）が公開されて、やっと、府教委が調査した結果、教職員らが虚偽の内容を公文書に記載して、旅費を詐取したことが明らかになったのであるから、それまで住民は、相当な注意力をもってしても本件の違法行為を知ることができなかった。したがって、地方自治法242条2項ただし書きの「正当な理由」がある。』

第2 地方自治法第242条第1項の要件に係る判断

- 1 地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対して監査を求め、当該普通地方公共団体が被った損害を補填するための必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定している。

当該規定は、住民に対し、当該地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）について、その監査と非違の防止、是正の措置とを監査委員に請求する権能を認めたものである。

したがって、住民監査請求においては、対象とする財務会計行為等がなぜ違法、不当であるのか、その理由あるいは事実を個別的、具体的に示さねばならず、それがなされていない場合は住民監査請求の要件を欠くものというべきである。

- 2 旅行命令及び旅費の支給について

請求人は、請求書「第1 事案について」の項で、高槻市立榎田小学校（以下「榎田小学校」という。）の教職員が、実際には自家用車を使用したにもかかわらず、公共交通機関を利用したとの虚偽の記載をした「旅行命令簿兼旅行明細書」を作成し、大阪府から旅費を詐取していた旨主張し、また、請求書「第2 2 旅行命令簿兼旅行

明細書への虚偽記載と旅費の詐取」の項で、同校の教職員に係る旅行命令及び旅費の支給は、請求人が事実証明書として添付している平成25年5月17日付け「住民監査請求に係る監査結果（府費負担教職員に対する旅費の返還請求に係る住民監査請求）」に記載されたK教諭（以下「当該教諭」という。）の事例と同様である旨主張している。

しかしながら、請求人は、「この記載に従えば、教職員らは、自家用車で出勤した後、自家用車を学校もしくは学校周辺に放置したまま、バス・電車・徒歩等で帰宅したことになる。」「この教職員らが翌日以降に出勤しようとするれば、公共交通機関を使用するなど、自家用車以外で出勤しなければならないので、その分について、別途旅費が必要となる。しかし、それについての旅費の申請はされていない。」といった、間接的な状況を主張するのみであり、個別の旅行命令について、同校の教職員の授業や校務の時間帯はいつか、用務の開始及び終了時刻はいつか、公共交通機関の時刻はどのようになっているか、自家用車を使用して旅行したと主張する根拠は何かなど、個別具体の違法性についての摘示がなされていない。

なお、本件請求のうち、当該教諭の平成23年5月17日の旅行（甲第235号証）に関する部分については、上記「住民監査請求に係る監査結果」に記載のとおり、平成25年5月17日付けで、請求を棄却することとし、当該請求人に対して同日付けで監査結果を通知し、同月27日付け大阪府監査委員告示第14号で監査結果を公表したところである。

ところで、行政実例（昭和34年3月19日付け、自丁行発第37号）の趣旨によれば、同一事件について二個以上の請求がなされた場合でも、請求人が異なる以上一事不再議の原則を援用することはできないが、他の請求について改めて監査を行うことなく、一個の請求について行った監査の結果に基づいて、その旨を請求人に通知すれば足りるとされている。

3 本件請求の要件について

以上のとおり、檜田小学校の教職員に対する旅費の返還請求について、請求人の主張は、大阪府の財務会計行為等が違法・不当であることを個別具体的に主張しているものとは認められず、法第242条の住民監査請求の要件を満たしているものとは認めることができない。

なお、本件請求のうち甲第235号証の件については、上記「第2 2」のとおり、すでに監査を実施し、請求を棄却する監査結果を当該請求人あて通知し、公表しているから、同一事件の請求につき、改めて監査を実施しない旨通知する。

第3 結論

以上のとおり、本件請求は、法第242条第1項に規定する要件を満たさない請求であるから却下する。